

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 (252123)	
地域名 (地域内農業集落名)	新旭町五十川地域 (五十川)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月5日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・集落内の農業者全員(7名)後継者がなく、また農業経営できる年数が、10年以上が2名、5年くらいが5名となっており、農地の受け手の確保が喫緊の課題となっている。
- ・五十川地区の農地は、昭和53年に圃場整備は完了しているものの、湿田状態のほ場が多く、機械作業ができないため、農地を地主に返還する担い手もいる。
- ・耕作放棄地の解消を図る観点からも、暗渠排水等の基盤整備が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・五十川の農地は湿田であるため、水稻以外の作付けは難しいものと考えている。
- ・地域外から認定農業者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で農業の活性化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して集落の話し合いを行い、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じた農地の賃借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化、自動給水装置の設置を計画する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市やJAと連携し相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA等から継続的に情報の提供を受ける。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ②環境こだわり農業の取組を継続・拡大する
- ③自動給水装置を設置し、水管理作業の負担軽減に努める。
- ⑦⑧世代をつなぐ農村まるごと保全管理対策に取組み、農道や水路等を共同活動により保全する。